

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

株式会社 人吉素材流通センター

平成19年12月

(社)全国林業改良普及協会

I. (株)人吉素材流通センターの概要

1. 申請者名称 株式会社 人吉素材流通センター
代表取締役 足達利勝
(所在地) 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬 3451-18
2. 認定事業体 株式会社 人吉素材流通センター
3. 事業内容・業種 原木市場

4. 沿革・概要

(株)人吉素材流通センターは、開設以来、ヒノキ材に力点を置いた営業を展開し、九州内の原木市場において、ヒノキの相場を確立する市売市場の一つである。

自動選木機を備え、集荷圏は、地元人吉・球磨地区を主体に宮崎県西部、鹿児島県北部に広がっており、熊本南部森林管理署など国有林とは、「システム販売協定」を結び、国有林材の安定供給の一翼を担ってきている。また、熊本県内で SGEC 認証材住宅の取り組みを進めている新産住宅も取引先である。

木材の年間取扱実績は、約 5 万 m³で、内訳はスギ 62%、ヒノキ 37%、その他 1%となっている。18 年度 (H18 年 4 月～H19 年 3 月) の取扱実績は、50,866 m³。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、地元球磨川流域の国有林等で SGEC 森林認証の取り組みが進んできていることから、選木機を持つ原木市場として、流域の SGEC 認証材の適正な分別・表示と流通の一翼を担おうとのものである。

【(株)人吉素材流通センター概要】

創 業：昭和 60 年 4 月 1 日。

占有面積：35,217 m²

保有機械：原木仕分機 2 基、ホイールローダ 2 台、
フォークリフト 7 台、 グラップル 2 台

従業員：15 名

売上実績：(18 年度) 6 億 8 千万円 50,866 m³
スギ 62%、ヒノキ 37%、その他 1%

5. 分別・表示管理体制

(株)人吉素材流通センターの35,000 m²を超える敷地には、既に認証材専用の「降ろし場」及び「置き場」が確保され、分別・表示の適正化が図られている。

今後、認証林産物を本格的に扱うに際して「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の分別・表示管理計画」、「分別・表示管理体制」を定め、「S G E C 認証森林から生産された認証林産物と非認証林産物が受入段階で混在しないよう分別・表示管理を徹底する。管理体制を充実し、分別・表示管理責任者の設置、管理機能を強化するとともに、伝票や帳簿、さらには当社内での表示により、認証林産物の普及とPRに努める」こととし、分別・表示管理の徹底を図っている。

さらに実行段階での分別・表示マニュアルである「認証林産物の分別・表示管理方法」を定め、現場従業員に対しても分別・表示管理の徹底と管理体制を確立していることも確認した。

また、同センターでは、球磨川流域国有林(認証森林)を管理する九州森林管理局と「国有林材の安定供給システム販売協定」を結んでおり、同協定により「合法的・持続可能性を確保した木材・木製品であることを需用者にPRすることに努める」ことに同意していることも確認した。

【主な確認資料】

- ・ (株)人吉素材流通センター概要
- ・ 決算報告書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方法及び認証材置き場配置図
- ・ 売る上げ作業実績表
- ・ 国有林材(素材)の安定供給システム販売協定書

II. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. (株)人吉素材流通センターの審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、小邦徹の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成19年8月21日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

平成19年10月19日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(株)人吉素材流通センター事務所および土場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会審査員 児島 裕
同 専門審査員 小邦 徹

(出席者)

(株)人吉素材流通センター
専務取締役 森塚良寛

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 同社事務所において事業の概要、現行の原料の受入、選別、保管、出荷における木材の流れ、および受け入れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・加工、出荷管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同社土場において、認証材降ろし場及び置き場の設置状況を確認した。
4. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を行い、遵守意志を確認した。

【審査判定】

平成 19 年 12 月 17 日／審査委員会

「認定審査」に基づいた審査結果を審査委員に報告し、審査判定を行った。

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、入荷・出荷管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. (株)人吉素材流通センターの審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「(株)人吉素材流通センター審査判定表」の 10 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、(株)人吉素材流通センターは、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

(株)人吉素材流通センター(熊本県球磨郡相良村)は、昭和 60 年の開設以来、ヒノキ材に力点を置いた営業を展開し、九州内の原木市場において、ヒノキの相場を確立する市売市場の一つとして重要な地位を占めている事業体である。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

自動選木機を備え、集荷圏は、地元人吉・球磨地区を主体に宮崎県西部、鹿児島県北部に広がっており、熊本南部森林管理署など国有林とは、「システム販売協定」を結び、国有林材の安定供給の一翼を担ってきている事業体である。

木材の年間取扱実績は、約 5 万 m³で、内訳はスギ 62%、ヒノキ 37%、その他

1%となっている。18年度(H18年4月～H19年3月)の取扱実績は、50,866 m³。
以上、SGEC 認定事業体としての事業目的及び内容を備えている。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

球磨川流域国有林材(認証森林)の地元出荷先として重要な原木市場であり、今回の SGEC 事業体認定への取組は、地元球磨川流域の国有林等で SGEC 森林認証の取り組みが進んできていることから、選木機を持つ原木市場として、流域の SGEC 認証材の適正な分別・表示と流通の一翼を担おうとのものである。また、買い方としては、熊本県内で SGEC 認証材住宅の取り組みを進めている新産住宅も重要な取引先である。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

国有林材の安定供給と流通の簡素化を意図した「安定供給システム販売」に選木機能とストック機能を兼ね備えた原木市場としていち早く参入しており、今後、合法性と持続可能性を兼ね備えた森林認証材の PR と販路拡大に意欲を持って取り組んでいる。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、受入、選木、保管、出荷の各段階を想定した「認証林産物の分別・表示管理計画書」を作成している。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

同センターの 35,000 m²を超える敷地には、既に認証材専用の「降ろし場」及び「置き場」が確保されており、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の分別・表示管理計画」、「分別・表示管理体制」を定め、「SGEC 認証森林から生産された認証林産物と非認証林産物が受入段階で混在しないよう分別・表示管理を徹底する。管理体制を充実し、分別・表示管理責任者の設置、管理機能を強化するとともに、伝票や帳簿、さらには当社内での表示により、認証林産物の普及と PR に努める」こととし、分別・表示管理の徹底及び管理体制が整えられていることを確認した。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

全社的に分別・表示管理を担当する認証林産物管理責任者及び、各部門の現場管理担当者を配置し、職場内での移動や新規採用者があった場合は、SGEC 森林認証や認証林産物について教育研修を必ず行うこととしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。

認定後は、認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を最低5年間は保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。